伊万里市中小企業DX・GX支援事業費補助金

Q&A（令和８年度版）

目 次

１．制度全体

Ｑ１　本補助金の目的は何ですか。

Ｑ２　どのような事業者が対象になりますか。

Ｑ３　個人事業主やフリーランスも対象になりますか。

Ｑ４　市外に本社がある企業でも対象になりますか。

Ｑ５　創業間もない事業者でも申請できますか。

Ｑ６　みなし大企業とは何ですか。

２．補助対象事業

Ｑ７　補助対象となる事業はどのようなものですか。

Ｑ８　①と②の違いは何ですか。

Ｑ９　ＩＴツールとはどのようなものですか。

Q10　ＧＸとはどのような取組ですか。

Q11　ＧＸの取組としてどのようなＩＴツールが対象になりますか。

Q12　農業用ビニールハウスの環境モニタリングシステムは対象になりますか。

Q13　ＩｏＴ機器やセンサー単体でも対象になりますか。

Q14　ＡＩツールやＡＩエージェントは対象になりますか。

Q15　パソコンやタブレットのみの購入は対象になりますか。

Q16　既存ソフトの単純な更新や継続利用料は対象になりますか。

３．対象外となるもの

Q17　省エネエアコンやＬＥＤ照明の導入は対象になりますか。

Q18　太陽光発電設備や蓄電池は対象になりますか。

Q19　ボイラー、冷凍冷蔵設備、機械設備の更新は対象になりますか。

Q20　電話代やインターネット利用料は対象になりますか。

Q21　中古品の購入は対象になりますか。

Q22　消耗品、文房具、プリンター用紙などは対象になりますか。

Q23　消費税や振込手数料は対象になりますか。

４．過去の補助金との関係

Q24　過去に本補助金を利用した事業者も申請できますか。

Q25　過去にＤＸの取組で補助を受けましたが、今回はＧＸの取組で申請できますか。

Q26　過去に①のＩＴツール導入事業を利用しました。今回は②の取組検討・課題整理事業で申請できますか。

Q27　同じツールを再度導入する場合は対象になりますか。

5．補助率・補助金額

Q28　補助率と補助金額はいくらですか。

Q29　補助金はいつ支払われますか。

6．補助対象経費

Q30　補助対象となる経費は何ですか。

Q31　ソフトウェア導入費用とは何ですか。

Q32　ハードウェア導入費用とは何ですか。

Q33　①のＩＴツール導入事業では、どの経費の計上が必須ですか。

Q34　②の取組検討・課題整理事業では、どのような経費が対象ですか。

Q35　リースやレンタルは対象になりますか。

Q36　分割払いは対象になりますか。

Q37　見積書は何社分必要ですか。

7．補助対象期間・契約期間

Q38　補助対象期間はいつですか。

Q39　対象となる経費はいつのものですか。

Q40　交付決定前に契約したものは対象になりますか。

Q41　契約期間が補助対象期間を超える場合はどうなりますか。

8．申請手続

Q42　申請はいつまでできますか。

Q43　申請から交付決定までどのくらいかかりますか。

Q44　申請後に事業内容を変更できますか。

Q45　申請を取り下げることはできますか。

Q46　他の補助金と併用できますか。

9．実績報告・事後管理

Q47　実績報告にはどのような書類が必要ですか。

Q48　②の事業では、どのような成果物を提出する必要がありますか。

Q49　事業が予定どおり完了しない場合はどうすればよいですか。

Q50　補助金で購入した機器は自由に処分できますか。

Q51　提出した書類は返却されますか。

Q52　事業内容が公表されることはありますか。

伊万里市中小企業 DX・GX 支援事業費補助金

Q&A（令和８年度版）

１．制度全体

Q1　本補助金の目的は何ですか。

A　国際的な経済情勢の変化や物価高騰等の影響を受ける市内中小企業者の生産性向上や経営基盤の強化を図るため、DX（デジタルトランスフォーメーション）や GX（グリーントランスフォーメーション）に資する取組を支援するものです。

Q2　どのような事業者が対象になりますか。

A　伊万里市内に店舗又は事業所を有し、収益事業を行う中小企業者、小規模企業者又は各種法人等が対象です。

ただし、市税の滞納がある場合、みなし大企業に該当する場合、風俗営業等に該当する場合、暴力団関係者等は対象外です。

Q3　個人事業主やフリーランスも対象になりますか。

A　個人事業者として事業を行っている場合は対象になります。伊万里市内に店舗又は事業所を有し、収益事業を行っていることが必要です。

Q4　市外に本社がある企業でも申請できますか。

A　伊万里市内に事業所や店舗があり、その市内事業所等で実施する取組であれば、対象となります。

Q5　創業間もない事業者でも申請できますか。

A　申請できます。確定申告書がない場合は、法人設立届所又は個人事業の開業届出書など、営業実態が確認できる書類が必要です。

Q6　みなし大企業とは何ですか。

A　大企業による出資や役員構成等から、実質的に大企業の支配下にあると認められる中小企業をいいます。公募要領に掲げる要件に該当する場合は対象外となります。

２．補助対象事業

Q7　補助対象となる事業はどのようなものですか。

A　次のいずれかの事業が対象です。①DX・GX 推進に資する IT ツールの導入を伴う事業、②DX・GX 推進に向けた取組の検討及び課題整理を行う事業。なお、①と②の併用はできません。

Q8　①と②の違いは何ですか。

A　①は、実際に IT ツールを導入する事業です。②は、専門家の伴走型支援を受けながら、自社の現状把握、課題整理、導入ツールの検討等を行う事業です。

Q9　IT ツールとはどのようなものですか。

A　業務のデジタル化や効率化につながるソフトウェアやクラウドサービスのほか、センサーや IoT 機器等を活用して設備や環境の状態を把握・管理するモニタリングシステムなど、DX・GX 推進に資するデジタルツールをいいます。

Q10　GX とはどのような取組ですか。

A　エネルギー使用量の見える化、温室効果ガス排出量の把握・管理、設備や施設環境のモニタリング、エネルギー効率向上につながるデータ活用など、環境負荷の低減や省エネルギー化に資する取組です。

Q11　GX の取組としてどのような IT ツールが対象になりますか。

A　例えば、BEMS、エネルギー管理システム、温室効果ガス排出量管理ツール、電量使用料モニタリングシステム、温室・倉庫・工場等の環境管理システムなどが対象となる場合があります。

Q12　農業用ビニールハウスの環境モニタリングシステムは対象になりますか。

A　ソフトウェアやクラウドサービスと連動し、温度、湿度、CO_2 濃度等の把握・管理を行う IT ツールとして導入する場合は対象となることがあります。

Q13　IoT 機器やセンサー単体でも対象になりますか。

A　原則として、単体では対象になりません。新たな IT ツール（ソフトウェア又はクラウドサービス）の導入を伴い、その利用に際して必要最小限の機器として導入する場合に対象となります。

Q14　AI ツールや AI エージェントは対象になりますか。

A　業務効率化や生産性向上につながるソフトウェア又はクラウドサービスとして導入する場合は対象となることがあります。

Q15　パソコンやタブレットのみの購入は対象になりますか。

A　対象になりません。ハードウェアは、ソフトウェア又はクラウドサービスの利用に際して必要最小限の機器に限り対象となります。

Q16　既存ソフトの単純な更新や継続利用料は対象になりますか。

A　単なる更新や継続利用のみで、事業の改善効果が認められないものは対象外です。新たな機能導入や業務改善に資する場合は対象となることがあります。

3．対象外となるもの

Q17　省エネエアコンやLED照明の導入は対象になりますか。

A　　対象になりません。設備機器そのものの更新や導入は補助対象外です。

Q18　太陽光発電設備や蓄電池は対象になりますか。

A　　設備機器の導入は対象外です。

Q19　ボイラー、冷凍冷蔵設備、機械設備の更新は対象になりますか。

A　　対象になりません。設備本体の更新や購入は補助対象外です。

Q20　電話代やインターネット利用料は対象になりますか。

A　　対象になりません。ただし、クラウドサービス利用料に含まれる付帯経費はこの限りではありません。

Q21　中古品の購入は対象になりますか。

A　　対象になりません。

Q22　消耗品、文房具、プリンター用紙などは対象になりますか。

A　　対象になりません。

Q23　消費税や振込手数料は対象になりますか。

A　　対象になりません。補助対象経費は税抜金額であり、振込手数料、代引手数料、両替手数料等も対象外です。

4．過去の補助金との関係

Q24　過去に本補助金を利用した事業者も申請できますか。

A　　令和５年度、令和６年度又は令和７年度の本補助金の交付を受けた事業者は原則として対象外です。ただし、事業メニューが異なる場合は対象となります。

Q25　過去にDXの取組で補助を受けましたが、今回はGXの取組で申請できますか。

A　　DXの取組としてITツールを導入した事業者が、GXの取組として別のITツールを導入する場合など、取組内容又は事業メニューが異なる場合は対象となります。

Q26　過去に①のITツール導入事業を利用しました。今回は②の取組検討・課題整理事業で申請できますか。

A　　事業メニューが異なる場合は対象となります。

Q27　同じツールを再度導入する場合は対象になりますか。

A　　原則として、同一内容の重複申請は対象になりません。別の事業メニューであることが必要です。

5. 補助率・補助金額

Q28　補助率と補助金額はいくらですか。

A　　補助率は補助対象経費の３分の2以内です。補助金額は下限５万円、上限 50 万円です。千円未満の端数は切り捨てとなります。

Q29　補助金はいつ支払われますか。

A　　原則として、事業完了後に実績報告を提出していただき、市が内容を確認した後に支払います。必要に応じて概算払いも可能です。

6. 補助対象経費

Q30　補助対象となる経費は何ですか。

A　　主な対象経費は次のとおりです。

・ソフトウェア導入費用
・ハードウェア導入費用
・委託費（コンサルティング、診断、研修、システム設計・構築等）

このほか、DX・GX の取組を進めるために必要と認められる経費で、市が内容を確認したうえで適当と判断したものについては対象となる場合があります。

Q31　ソフトウェア導入費用とは何ですか。

A　　ソフトウェア購入費、リース料、レンタル料、クラウドサービス利用料、設定費等、ソフトウェアの購入又は借用に要する経費です。

Q32　ハードウェア導入費用とは何ですか。

A　　上記ソフトウェアの使用にあたり、必須となるパソコン、タブレット、ネットワーク機器、センサーや IoT 機器等の購入費、リース料又はレンタル料です。

Q33　①の IT ツール導入事業では、どの経費の計上が必須ですか。

A　　①の事業では、補助対象経費のうち、『ソフトウェア導入費用』の計上が必須です。

Q34　②の取組検討・課題整理事業では、どのような経費が対象ですか。

A　　専門家の伴走型支援を受けながら、自社の業務プロセスの可視化、課題整理、改善策の検討、人材育成、導入ツールの検討等を行うためのコンサルティング費用や研修費用が対象です。

Q35　リースやレンタルは対象になりますか。

Ａ　　対象となる場合があります。ただし、補助対象期間内に発生する費用のみが対象です。

Q36　分割払いは対象になりますか。

Ａ　　対象となる場合がありますが、補助対象期間内に支払いが完了した部分のみが対象です。

Q37　見積書は何社分必要ですか。

Ａ　　原則として１社でも申請は可能ですが、内容や金額の妥当性を確認するため、必要に応じて複数の見積書の提出を求める場合があります。

7．補助対象期間・契約期間

Q38　補助対象期間はいつですか。

Ａ　　令和８年４月１日から令和９年１月31 日までです。

Q39　対象となる経費はいつのものですか。

Ａ　　令和８年４月１日から令和９年１月31 日までに契約・発注・支払が完了した経費が対象です。

Q40　交付決定前に契約したものは対象になりますか。

Ａ　　令和８年４月１日以降に契約等を締結した経費については、補助金の申請前に支出したものであっても補助対象となります。

ただし、令和８年４月１日より前に締結された契約等に基づく経費は補助対象外となります。

Q41　契約期間が補助対象期間を超える場合はどうなりますか。

Ａ　　補助対象期間分のみが対象です。按分等により算出された期間相当分を補助対象経費とします。

8．申請手続

Q42　申請はいつまでできますか。

Ａ　　令和８年５月15日から令和８年11月30日までです。ただし、申請状況や予算の執行状況により、早期に受付を終了する場合があります。

Q43　申請から交付決定までどのくらいかかりますか。

Ａ　　申請受付後、概ね２週間から１か月程度です。内容確認や追加資料の提出状況により前後する場合があります。

Q44　申請後に事業内容を変更できますか。

Ａ　　変更する場合は、市の承認が必要です。ただし、補助金額の変更が２０%以内の減額である場合や、新たな経費区分の追加が生じない場合などは、変更申請が不要となることがあります。

Q45　申請を取り下げることはできますか。

Ａ　　交付決定の日から 20 日以内であれば申請を取り消すことができます。

Q46　他の補助金と併用できますか。

Ａ　　同一事業について、市が実施する他の補助事業や、国、地方自治体又は民間団体等の補助金を受けている場合は対象外となります。

９．実績報告・事後管理

Q47　実績報告にはどのような書類が必要ですか。

Ａ　　実績報告書、事業実績書、契約額を証する書類、支払いを証する書類、事業実施を確認できる写真等が必要です。②の事業では、検討結果報告書等の提出も必要です。

Q48　②の事業では、どのような成果物を提出する必要がありますか。

Ａ　　専門家の伴走型支援を受けて作成した検討結果報告書等で、取組内容、課題整理、導入ツールの検討結果等がわかるものを提出してください。

Q49　事業が予定通り完了しない場合はどうすればよいですか。

Ａ　　速やかに市へ連絡し、指示を受けてください。必要に応じて変更承認等の手続きが必要となります。

Q50　補助金で購入した機器は自由に処分できますか。

Ａ　　取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産については、耐用年数期間内に処分する場合、市の承認が必要です。

Q51　提出した書類は返却されますか。

Ａ　　提出された書類は返却しません。

Q52　事業内容が公表されることはありますか。

Ａ　　事業の実績等について、市の広報誌やホームページ等で紹介する場合があります。